

○議長 大城真孝君

ただいまから令和3年第3回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番浦崎みゆき議員、5番大城毅議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告及び同法第199条第9項の規定により定期監査の報告がありましたので、写しをお手元に配布しております。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。

1. 理事会について。令和3年9月27日(月)に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。各付議事項については、次のとおりとなっております。

第3回理事会、令和3年9月27日（月）。報告事項、（1）令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書の一部訂正について。（2）入札結果について。（3）水道施設整備事業の再評価（答申）について。（4）令和2年度決算審査意見書の講評について。（5）一般質問について。続きまして、付議事項。9月議会定例会への提出議案について。

報告第2号、報告第3号、議案第4号、議案第5号の内容となっております。

続きまして、次のページ、報告事項。（1）令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書の一部訂正について。

令和2年第3回定例会で議決されました、令和元年度南部水道企業団未処分利益剰余金に係る剰余金処分計算書に一部誤りがありました。お詫び申し上げます。

今後このような事のないように事務改善に努めて参ります。なお、詳しくは報告第2号で説明いたします。

（2）入札結果について。

1番、調査設計業務（R3-1）、落札額が400万4,000円、落札者が株式会社碧さん。

2番、配水管布設工事（R3-2）、落札額が425万7,000円、有限会社まるや開発さんの落札でございます。

3番、令和3年度水道メーター検定満期取替業務、落札額は527万9,560円、落札者が有限会社兼城設備工業さんです。

続きまして、（3）水道施設整備事業の再評価（答申）について。南部水道企業団におきまして、水道施設整備事業の基幹管路耐震化及び区画整理に伴う管路整備を主とする内容について、水道施設整備事業評価委員会に諮問し、当該事業の再評価書内容を審査していただきました。

審議の結果、給水人口及び給水量の増加を見込んだ管路整備や、より災害に強く、安全で安定した水道水を供給することを目的に事業を継続して進めるべき、との内容の意見書が取りまとめられ、令和3年9月7日（火）に、多和田眞次委員長から答申を受けました。

次のページをお願いします。水道施設整備事業に係る概要説明。残事業費が35億1,629万1,000円。期間が令和3年度から令和11年度を予定してございます。

水道施設整備事業は、給水区域内の基幹管路のうち、非耐震性の管路を耐震性能の高い管路に更新することと、津嘉山北土地区画整理事業に伴う給水量増加に対応するための配水管の整備を行うことを本事業の目的としており、それには多額の資金が必要で事業費に対する国庫補助率2分の1で要望していますが、近年は要望額どおりの補助金が付かなく以降も同様な状況が続くと思われま

す。今後は収益の伸びがあまり期待できない中で、その実効性を確保していくためには、より厳しい経営環境になることが予測されます。水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、財源確保のため水道料金改定も視野に入れた事業運営を行い、経営健全化に努めて参ります。

（4）令和2年度決算審査意見書の講評について。8月24日（火）において、神谷博之監査委

員、浦崎みゆき監査委員による、令和2年度水道事業会計決算審査を行いました。

9月27日(月)には、両監査委員より決算審査の結果が取りまとめられ、健全経営に努められている、とのことで講評を受けました。以上でございます。

○議長 大城真孝君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 大城真孝君

日程第4. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり発言を許します。

5番大城毅議員の発言を許します。

○5番 大城 毅君

おはようございます。それでは、一般質問を行います。今回1件だけで、いまコロナが幸いといえますか、昨日の報道では県内何カ月ぶりかに新規感染者が一桁に減ったということで、全国的にも大変落ち着いているようですけれども、また、気を抜くと第6波が来ないという保証は誰にもできないと思います。

それはさておき、昨年2月、3月頃からのコロナ禍の中で、経済状況も大変停滞していて、南風原町民、八重瀬町民の皆さんの仕事や暮らしも大変厳しい状況にあるだろうと思います。

昨年度は、6月分から8月分でしたか、水道料金の基本料金の減額がされたと記憶しております。

なかなか多くの町民の方々には額も見えにくい方も多かったのではないかなと思いますが、しかし、実際には企業団としても大きな減収になっていますし、逆に言えば、町民の皆さんには、その分、利益になっているということ。また、事業者の方々もその分利益になっているというふうに思いまして、最初言いましたように、いまちょっと落ち着いているとはいえ、未だに暮らしの影響は大きく響いていて、大変な状況だと思います。

それで昨年同様に基本料金の減額の措置をして、町民の皆さんを支援してはどうかということでの質問でございます。ご回答よろしく願いいたします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。企業団は昨年度、新型コロナウイルス感染症に関する支援策としまして、基本料金の半額を3ヶ月分全世帯に対して減免を行いました。

あとの議案第4号でも説明がありますが、令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算審査の経営指標の分析において、収益性に関する項目のすべてで前年度を下回っており、中でも営業収支比率は97.76%と100%を切り、営業損失が生じております。

独立採算制の企業団にとって、水道料金の減免は経営に対する影響が大きく、昨年度同様に減免

を行うことは考えておりません。ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

経営に対する影響が大きくて昨年度同様なことはできないという趣旨のご答弁のようであります。企業団としては、そういう判断だということですが、県内の自治体でもいくつかそういうふうな判断をして、もう実施しているかどうか、まだ私は確認をしておりませんが、そういうふうな情報は聞いております。

もちろんそれぞれの自治体の水道の経営がどうなっているかまで把握しているわけではありませんが、向こうは向こうの経営判断だと言ってしまうとそれまでではあるんですが、ぜひともこの水道はやはりどうしても必要なライフラインでもありますし、住んでいる場所が違って、そういった支援が受けられる県民、町民と、そうでないところのまた地域の人たちがいるというのは、私からすれば申し訳ない状況になってしまうなどということ、残念ではあるんですが、これは昨年、令和2年度の経営状況を判断してのことだと思っておりますが、これからまたその分を取り返すとか、そういったことまで含めて考え直すことはないでしょうか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。昨年たくさん市の町村においてそういうようなことは行われました。今年に入ってから、そんなに多数ではなくて、周辺の市町村では西原町が行うのかなという状況を聞いております。

ただ、昨年の状況につきましても、ほとんどの市町村の方がコロナの臨時交付金を活用しての対応でございました。いくつかの市町村は活用しないでやっておりますけれども、ほとんどがコロナ交付金を活用してございます。

そういう面では、やはりうちの企業団としては、そういうのがちょっと活用しにくいと、直接は活用できないということもございますので、その辺は経営に対して、もろにうちの方は来ますので、その辺が厳しいかなというふうに考えております。

それと先程、新しい事業についても説明しましたがけれども、これから今年も含めて、また補正の方もございますけれども、今年5億5,600万円の新たな事業を補正で要求してございます。

これから9年間で約35億円の管の耐震化とか、津嘉山の土地区画整理の拡大に伴う工事とかをやっていきます。こういう形で大変出費が多くなるという状況でございます。今年でも5億5,600万円に対して、3億円余りの単費を突っ込むという形になりますので、そういうことから言いますと、いまある程度の流動資産がございますけれども、いまの調子でこの事業にこれをまた裏負担として投入していきますと、3～4年ではかなり厳しい状況に来るというふうに考えてございますので、先程も触れましたけど、この後、かえって料金の値上げもお願いすることになるかと思っておりますので、この辺を考えていきますと、この時点でコロナに対する減免をするのはいかがなものかなとい

うふうに考えてございまして、先程も言いましたけど、今年度についてそういうことを行う予定はしてございません。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

これから将来も、今年度も補正で新たな事業に伴う支出の分も確保しないとイケないということになって、むしろ厳しいんだというふうな大変厳しい答弁ではありますけれども、ぜひ、そういった利用者の皆さんの状況にももちろん検討して結果ではあるだろうけれども、もっと町民の状況、利用者の状況を把握いただくようお願いをして終わります。

○議長 大城真孝君

これで、一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時17分）

再開（10時22分）

再開します。

日程第5．報告第2号

令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書の 一部訂正の報告について

○議長 大城真孝君

日程第5．報告第2号・令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書の一部訂正の報告について、企業長より報告を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

報告第2号

令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書の一部訂正の報告について

令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書に記載された数値の一部を下記のとおり訂正したので報告します。

なお、議会の議決による未処分利益剰余金の処分額については誤りがなく訂正はありません。

内容は、下の表のとおりでございます。

令和3年10月5日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

詳しくは、経営課長の方で説明いたします。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

ただいまの令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書の一部訂正の報告について、説明申し上げます。

企業長が読み上げました1ページの次を捲っていただいて、説明資料（報告第2号関係）ということで添付してございます。

上の方が誤りで下の方が訂正したものとなっております。訂正の内容としましては、資本金の処分後の残高、剰余金の当年度末残高と処分後残高の誤りがあります。

一番右端の緑の枠で囲った分につきましては、未処分利益剰余金の議決ということで議会に提出したものの内容については、訂正はございません。

この件につきましては、別添に監査委員の方から令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金計算書及び剰余金処分計算書の一部訂正についてということで指摘を受けてございます。

今後、このような誤りがないように会計システムの中で簿記経理の数値のやり取りというのは、自動的に計算できる部分と、あとまた職員がチェックを要する部分というのがございますが、そのような形で事務の改善を図って、今後、誤りがないようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長 大城真孝君

これで報告を終わります。

これで、報告第2号・令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書の一部訂正の報告についてを終わります。

日程第6．報告第3号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長 大城真孝君

日程第6．報告第3号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、企業長より報告を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

報告第3号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

表中の「－」表示は、資金の不足額が発生していないことを表しております。ですので、資金不足はございません。

令和3年10月5日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

監査委員からの意見を添付しておりますので、お目通し下さい。以上でございます。

○議長 大城真孝君

これで、報告第3号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第7. 議案第4号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び
決算認定について

○議長 大城真孝君

日程第7. 議案第4号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第4号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

令和2年度南部水道企業団水道事業会計に係る未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求めます。

令和3年10月5日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

内容は、次長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方の説明は、お手元の2 決算付属書類から説明をいたしたいと思っております。

最初のページは9ページになっておりますが、これは決算書と切り離してのページになっておりますので、ご了承下さい。

それでは9ページ、令和2年度南部水道企業団水道事業報告書。

1 概況（1）総括事項、ア 業務の状況、令和2年度の業務状況は、給水栓数は2万1,059栓で、前年度に比べ415栓（2.01%増加、給水人口は7万2,015人、前年度より629人（0.88%）増加しました。

また、年間総配水量は785万9,603m³で前年度に比べ17万530m³（2.22%増加）、

年間有収水量は747万6,974 m³で前年度より17万9,513 m³ (2.46%)増加となっています。

有収率については、95.13%で前年度に比べ0.22ポイント増加となっています。

イ 工事の状況、令和2年度の建設改良事業は、津嘉山北土地区画整理地区、布設後40年を経過した配水管の更新及び国道・県道・町道の道路工事等に伴い配水管の移設工事(延長2,126m)並びに消火栓設置工事(11基)を実施しました。また、前年度から繰越した配水管布設工事(3件、延長2,249m)を実施しました。

ウ 財政の状況、収益的収支(税抜)については、総事業収益が16億2,516万8,651円(対前年度比1.0%減少)で、総事業費用15億1,566万76円(対前年度比0.9%増加)となり、当年度純利益は1億950万8,575円となっています。

給水収益は、14億1,477万6,223円で前年度に比べ1.4%減少となりました。その要因は、新型コロナウイルス感染症に関する支援策としまして、基本料金の半額を3ヶ月間免除したことによるものです。

資本的収支(税込)については、資本的収入額912万5,020円に対し、資本的支出額は4億462万406円となり、不足額3億9,549万5,386円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,680万2,303円、減債積立金1億620万2,386円、過年度分損益勘定留保資金2億6,249万697円で補てんをしております。

次の10ページから13ページは説明を割愛しますので、お目通しのほど、よろしく申し上げます。

15ページの令和2年度のキャッシュフロー計算書についてご説明します。

令和2年度キャッシュフロー計算書については、下段2行の資金期首残高17億1,440万9,055円に、下段3行の資金の増加額3,394万2,671円を加えた額17億4,835万1,726円は、当年度の資金期末残高となっています。

次の16ページから18ページは、令和2年度収益費用明細書、19ページは固定資産明細書、20ページから21ページは企業債明細書を記載しております。お目通しのほど、よろしく申し上げます。私からの説明は以上でございますが、決算書の詳細説明につきましては、経営課長の方からいたします。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方は、お手元にお配りしています南部水道企業団水道事業決算書、別冊の方になりますが、その方で説明していきたいと思っております。

目次を捲りまして、まず1ページ、令和2年度南部水道企業団水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益、当初予算額17億7,895万3,000円、補正が77万円、合計で17億7,972万3,000円に対して、決算額17億7,006万9,096円となっております。

支出、第1款水道事業費用、当初予算17億5,685万5,000円、補正で5,143万円を減額して、合計17億542万5,000円に対して、決算額16億3,215万6,459円となっております。

続きまして、2ページ目、資本的収入及び支出、収入の部、第1款資本的収入、当初予算額886万3,000円、補正で125万3,000円、合計しまして1,011万6,000円に対して、決算額が912万5,020円となっております。

支出の部、第1款資本的支出、当初予算額2億1,150万6,000円、補正で5,520万円、繰越額が1億5,877万5,500円、合計しまして4億2,548万1,500円に対して、決算額が4億462万406円となっております。

先程次長からもありましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億9,549万5,386円は、次の財源で補てんしております。

続きまして、3ページ目の方をお開きお願いします。3ページ目の方は、令和2年度決算損益計算書です。損益計算書は、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失で計算されます。

下の3行、当年度純利益1億950万8,575円、その他未処分利益剰余金変動額が14億6,731万950円、当年度未処分利益剰余金が15億7,681万9,525円となっております。以上の項目が剰余金計算書に反映されます。

4ページ目が剰余金の計算書です。5ページ目の方の説明に移ります。5ページ目の方、令和2年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）。この表は資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の項目に分かれています。

一番右端の未処分利益剰余金が議決いただく内容となっております。議会の議決による処分額が15億7,681万9,525円、そのうち減債積立基金へ積み立てる金額が企業債の償還に充てるもので、1億950万8,575円となっております。

あとの部分は、資本金への組み入れで14億6,731万950円となっております。

続きまして、6ページの方をお開きお願いします。6、7ページ目は、貸借対照表となっております。

まず、資産の部は固定資産、流動資産の部に分かれています。下から2行目、流動資産の合計18億9,303万4,432円、資産の合計が79億6,640万5,928円となっております。

7ページ目の方をお開きお願いします。7ページ目の方は、負債の部、資本の部となっております。下から4行目、利益剰余金の合計18億9,822万4,261円、剰余金の合計が19億8,616万6,665円、資本の合計が41億1,710万2,699円、資本の合計が79億6,640万5,928円となっております。

お手元の方に別冊で決算概要説明書を添付してございます。令和2年度の決算につきましては、先程大城毅議員からも昨年のコロナの支援策としての基本料金半額免除という減免額の合計が4,931万7,420円、これは税込です。この分が減免されていますので、端的に前年度と比較してしまうと、企業長からの答弁にもありましたように、収益が絡む各種経営成績は低下しているという現

状があります。

それと先程、次長の方からキャッシュフロー計算書の説明がございましたが、3,394万2,671円の資金が増加しているということがございました。このコロナで減免した約5,000万円を加えると、約8,000万円近くの利益、現金預金が増加するということになりますので、これを将来の投資財源に毎年積み上げていこうというのが企業長の先程の答弁の趣旨であったと思います。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

○議長 大城真孝君

暫時休憩します。

休憩（10時41分）

再開（10時42分）

再開します。

本議場に代表監査委員が出席されておりますので、代表監査委員より令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算審査意見書について説明を求めます。

○議長 大城真孝君 代表監査委員 神谷博之君。

○識見監査委員 神谷博之君

代表監査委員の神谷でございます。私の方から令和2年度南部水道企業団水道事業会計の決算審査意見についてご説明をいたします。

お手元の決算概要説明書の18ページ、19ページをお開き下さい。令和2年度決算審査意見書でございます。

1点目、審査の対象でございますが、先程も申し上げましたが、令和2年度南部水道企業団水道事業会計決算ということでございます。審査の日は、令和3年8月24日に監査委員の浦崎議員とともに実施をいたしております。

審査の方法でございますが、企業長から審査に付された決算及び関係書類について、次のとおり審査を行いまして、以下の3点すべてについて適正かつ合理的で妥当な処理がなされていると認められました。

その1点目でございますが、法令に定められたすべての決算及び関係書類が具備され、法令に定められた様式に準じて作成されているか。また、それらの計数は、証憑書類と一致しているか確認を行っております。

2点目、会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続きにより処理されているか。また、予算の執行は、適正に行われているかを検証いたしました。

3点目でございます。経営は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則（企業の経済性の発揮・公共の福祉の増進）に従って運営されているか分析検討を行っております。

審査の結果でございますが、先程も述べましたとおり、3点すべてについて適正かつ合理的で妥当な処理がなされていると認められました。

次に、審査の概要でございますが、令和2年度水道事業会計決算審査の結果と今後の事業経営について以下のとおり監査委員としての意見を述べます。

まず1点目、経営成績についてでございます。これは決算概要説明書の7ページから11ページにございますが、当年度の経営成績を前年度と比較しますと、営業収益は給水収益やその他の営業収益の減少などにより2,122万4,000円、これは1.4%になりますが、その減少となっております。

この減収は、新型コロナウイルス感染症予防に伴う全需用者支援策、これは基本料金の半額を3ヶ月免除しておりまして、総額4,931万7,420円ということでございますが、その支援策を行ったことが大きく影響した結果だと思われまます。

営業外収益は、前年度と比べ受取利息及び雑収益が減少しておりますが、長期前受金戻入は増加となっております。これは固定資産の除却に伴い増加したものであります。

営業費用は、原水及び浄水費の受水費及び修繕費が増加したことと、資産減耗費として過年度で除却すべき資産を計上したことによるものであります。

受水費が増加した要因としましては、家事用途のみが大きく伸びており、これはコロナ禍による在宅勤務等の推進や外出自粛によるものと思われまます。

当年度純利益は、1億950万9,000円で前年度と比べ2,875万1,000円の減少となっております。

2点目の財政状態についてでございますが、資産合計が79億6,640万6,000円で前年度と比べて、1億569万円の減少となっております。その減少の主な要因は、有形固定資産である配水管、車両及び備品などで、無形固定資産はソフトウェアの減価償却によるものであります。

負債合計は、38億4,930万3,000円で前年度と比べ、2億1,519万9,000円の減少となっております。

企業債の減少により固定負債は減少しておりますが、流動負債は未払金が増加しております。また、長期前受金収益化累計額が前年度と比べ減少したことにより、繰延収益も減少しております。

一方、資本合計は、41億1,710万3,000円で前年度と比べ、2.7%の増加となっております。

利益剰余金は、18億9,822万4,000円で前年度と比べ、0.3%の増加となっております。

自己資本金についても、21億3,093万6,000円で前年度と比べ、5.1%の増加となっております。

その結果、自己資本構成比率が上昇し、固定比率が低下したことによって、前年度と比べ経営成績が改善されたことから、健全経営に努められていると評価できます。

まとめますと、令和2年度南部水道企業団水道事業の経営状況は、流動性及び安全性が確保され、概ね良好であります。

しかしながら、将来、水道事業を安定的に維持するための施設更新に多額の資金が必要と見込まれることから、引き続きコスト削減に努め、費用の適正化と経営基盤の強化に取り組んでいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長 大城真孝君

これで監査委員の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、代表監査委員に対する質疑につきましては、決算審査意見内に留め

ていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

これで代表監査委員に対する質疑を終わります。

代表監査委員、大変有難うございました。お疲れ様でした。

休憩します。

休憩(10時49分)

再開(10時50分)

再開します。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第4号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

日程第8. 議案第5号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

○議長 大城真孝君

日程第8. 議案第5号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第5号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)第1条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算(以下「予算」という。)
第2条第5号に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(5) 主要な建設改良事業

ア 国庫補助事業(沖縄簡易水道等施設整備費)5億5,600万円、これは皆増でございます。

イ 送配水施設整備事業1億1,000万円、これは4,000万円の増でございます。

(収益的支出の補正) 第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出、支出、第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス166万3,000円、これによりまして営業費用は15億4,244万7,000円、1款水道事業費用は16億1,472万2,000円となります。

(資本的収入及び支出の補正) 第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,890万9,000円」を「5億8,490万9,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額798万9,000円」を「6,216万9,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,541万円」を「4億1,723万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

内容としましては、補正によって不足する3億9,600万円を先程の当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の改めと、過年度分損益勘定留保資金の改めによって補てんするという内容でございます。

資本的収入及び支出、収入、第1款第4項補助金、補正額2億円、それによりまして補助金は合計で2億円となります。1款資本的収入の額が2億994万4,000円となります。

次のページをお願いします。第1款1項建設改良費、補正額が5億9,600万円、それによりまして建設改良費は6億8,934万2,000円、資本的支出の合計額が7億9,485万3,000円となります。

令和3年10月5日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

詳細は、次長が説明します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方からの説明は、4ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画についてでございます。その概要を説明いたします。

先の企業長の報告でもありました国庫補助事業、沖縄簡易水道等施設整備費から令和3年度分の5億5,600万円を実施しますので、国庫補助金の収入及び建設改良費の支出をそれぞれ計上しております。

また、令和3年度に入り道路及び下水道の工事により配水管布設工事及び移設工事が必要となったため計上しております。

また、議会先進地視察につきましても全額補正減としております。

それでは、令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出(第3条予算)でございます。

支出について、1款1項3目議会費、先進地視察旅費166万3,000円の減は、全国的なコロナ禍に

より県外の先進地事業体へ視察を行うことが困難であることから全額補正減をするものです。

続きまして、資本的収入及び支出（4条予算）についてご説明します。収入について、1款4項1目補助金、国庫補助金2億円を計上しています。

支出について、1款1項2目配水及び給水施設費5億9,600万円の増は、国庫補助事業（沖縄簡易水道等施設整備費）5億5,600万円を実施するためと、送配水施設整備事業、配水管布設及び移設工事費4,000万円を計上しています。

このことにつきましては、令和3年度に入り道路及び下水道の工事により配水管布設工事及び移設工事が必要となったためです。

6ページと7ページでございますが、こちらの方は令和3年度補正予算予定損益計算書及び比較表です。8ページは、令和3年度予定キャッシュ・フロー計算書（比較表）です。そのキャッシュ・フローの下段の資金期末残高は、補正第1号の18億2,684万1,894円から、今回、補正第2号は14億3,250万4,894円となり、3億9,433万7,000円の減少となる予定でございます。

次の9ページ及び10ページは、令和3年度予定貸借対照表（比較表）でございます。お目通しのほど、よろしく願いいたします。

以上が議案第5号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

それではいくつか聞きたいと思います。まず、1ページの国庫補助事業で5億5,600万円、二つに分けられていますかね、5億9,600万円か、ちょっと計算合わんけど、私の見間違いだと思いますが、国庫補助事業、4ページで言うと、支出の方で簡易水道施設整備費5億5,600万円と、次のページの4,000万円、これは別々ですよ。最初は管の更新ですか、こういった結構大きな金額で大きな事業だと思うんですけども、まずこれが当初予算で計上されなかった経緯と言いますか、そのあたりをお聞かせ下さい。

それと具体的な事業の場所とか、内容とか、目的とか、そのあたりもご説明いただきたいと思います。

それから今回、この予算に計上されていないようですけども、たまたま昨日、一昨日ですか、和歌山県の方で大きな事故があって、6万人の市民の皆さんが断水になってしまって、いま緊急に作業しているというふうな報道がありました。私たちの企業団の管内であのようなことは起こり得ないのかどうか、去った雑談の中では、橋の形式で水道を通してはいるのは1件ということで話がありましたけれども、あれはかなり長い距離を橋で渡すということで、こちらとはあまり条件が違うかもしれませんけれども、別のような形でも基本的な管と言いますか、太い管が断水、壊れてし

まって水が送れないということになった場合、その場合のカバーするような仕組みはないのかどうか。どこかで一定の地域については、一本ではなくて、他所からも水が配水される仕組みになっているというふうなのを立ち話か何かで伺ったような気がするんですが、そのあたりをご説明いただきたいと思います。

○議長 大城真孝君 施設課長。

○施設課長 上里 健君

1点目の国庫補助事業をこの時期に予算計上された理由につきましては、企業団で平成28年から給水増加に伴う変更認可申請業務を厚労省よりしております。その時点で企業団内の水運用計画の見直しに伴って施設整備計画の全体的な見直しも行いました。

その方で時間を要して、再評価業務、再評価の着手が遅れた経緯があります。再評価の方が令和2年1月から着手しました。当初2年ぐらい厚労省との協議がかかるということであったんですけども、令和2年1月から県を通して厚労省との協議をしていって、令和3年度の4月までには厚労省との協議が終えてなかったものですから、この方が先月の9月に厚労省との協議も終えて事業の採択を得たということで、今回9月の補正で5億円の事業という形での計上をしています。

もう1点、補助事業の事業計画の場所なんですけれども、これから資料配ってよろしいでしょうか、それで説明したいと思うんですけど。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（11時04分）

再開（11時05分）

再開します。

○議長 大城真孝君 施設課長。

○施設課長 上里 健君

質問2の方です。国庫補助事業の令和3年から令和11年、9年間の事業計画をいまお手元に企業団区域内の図面を渡して、その方に年度ごとの計画のラインを引いています。下の方に凡例があると思うんですけど、これが2021年令和3年から2029年の令和11年度までの事業計画となっています。

津嘉山北区画整理については、南風原町の事業の推進に合わせて計画していきますので、ここは毎時事業年度、区画整理の事業に合わせて対応していきたいという形になります。

今年度について説明しますと、2021年の方が赤のライン、一番北側の新川というところがあるんですけど、これは沖縄県立南部医療センターのところの交差点から南風原町のごみ施設、コンポストに向かっていったところに配水池があるんですが、そちらの方の送水管と配水管を耐震化に更新していくという形になっています。

次に八重瀬町の方の八重瀬配水池、ページ下の方なんですけれども、こちらの方に八重瀬配水池

からの配水管の布設工事と、摩文仁浄水場から八重瀬配水池に行く送水管の工事をこの5億円の事業で整備して、更新をかけているという形にしています。黄色が21年、22年、緑が23年という形で、こういう形で事業計画を進めていくということで、事業費が35億1,629万1,000円の事業費という形で、令和3年から9年間事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城 純君

私の方からは、和歌山県の方で水管橋すいかんきょうが崩落して6万世帯の断水が余儀なくされているということがありましたけれども、当企業団においては水管橋すいかんきょうというのはございません。

沖縄県内には大きな川というのはないので、水管橋すいかんきょうというの稀なんですけれども、ただ、川はありますので、橋梁添架管きょうりょうてんかという管はいくつかあります。企業団においては直径200ミリの管が基幹管路ということでやっておりますけれども、これについては各施設とループ化をしております、この一部がもし事故があった場合には、他のルートから回せるような形の対応はしております。

今後またどういふ事故が起こるかわからないんですけれども、その辺、総点検をしながら、そういう断水が起きないような対策というのは職員一丸となってやっというふうにして思っております。

基幹管路のパトロールについては、年1回以上、職員の方でいま行っております。特に危険というか、そういうところはすぐ対応できるような体制を整えております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

2029年度までの計画の一環と言いますか、最初の件は、そういう捉え方でよろしいのでしょうかね、今年度の補正予算の内容です。わかりました。

それから基幹管路ということで、中心的な管の事故の場合、ループ化を進めているので、この路線が何かの事故で水が送れなくなっても別の方から水が回っていくようになっているというふうな答弁で、いまの和歌山市のような事態は避けられるのではないかと、こういう理解でよろしいですか。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城 純君

和歌山のような大規模な断水というのは、企業団ではないというふうに認識はしております。

ただ、やはり事故というのがありますので、事故において断水がないというのあり得ないと思っております。範囲をできるだけ小さくして断水作業等、そういうのはやっというふうにして思っております。以上です。

○議長 大城真孝君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第5号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和3年第3回南部水道企業団定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員(議席番号4番) 浦崎 みゆき

署名議員(議席番号5番) 大城 毅